

○高木委員長 ただいまより建設公営企業常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員でありますので、これより会議を始めてまいります。

まず1点目の令和2年第4回定例会提出議案について、議案第6号ないし議案第8号及び議案第13号、議案第20号について、理事者から説明をお願いいたします。

上下水道部長。

○菅野上下水道部長 第4回定例会提出議案のうち、水道局にかかわります議案について御説明を申し上げます。

まず、水道事業会計及び下水道事業会計の補正予算についてでございますが、内容といたしましては、国の人事院勧告に準じて実施する給与の改定に伴う補正でございます。

初めに、議案第6号、令和2年度旭川市水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書39ページの実施計画をごらんください。収益的支出では、1款1項7目の職員給与費で198万6千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で52万5千円をそれぞれ減額し、これに伴いまして、収益的収入の1款1項2目負担金を3万1千円を減額しようとするものでございます。

次に、議案第7号、令和2年度旭川市下水道事業会計補正予算についてでございます。補正予算書の44ページの実施計画をごらんください。収益的支出では、1款1項5目の総係費で3万1千円、6目の職員給与費で147万8千円、合計で150万9千円、資本的支出では、1款1項1目の職員給与費で46万4千円をそれぞれ減額し、これに伴い、収益的収入の1款1項2目負担金を28万5千円を減額しようとするものでございます。

続きまして、条例の制定1件について御説明をいたします。議案第13号、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国家公務員の給与改定に準じて改定される一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給率に鑑み、公営企業管理者の期末手当の支給率を改定しようとするものでございます。これにつきましては、水道局、市立旭川病院両方にかかわる議案でございます。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○高木委員長 病院事務局長。

○木村市立旭川病院事務局長 第4回定例会に提出する議案のうち、市立旭川病院にかかわるものについて御説明申し上げます。

最初に、議案第8号、令和2年度旭川市病院事業会計補正予算第6号について御説明いたします。今回の補正は、人事院勧告に伴う給与費の減額、債務負担行為の追加を行い、あわせてこれらの補正に伴う関係条文を整備しようとするものでございます。補正予算書49ページの実施計画をごらんいただきたいと存じます。収益的収入及び支出でお示ししておりますとおり、支出の部、1款病院事業費用、1項本院医業費用、1目給与費で1千24万円、そして、この財源の一部でございます収入の部、1款病院事業収益、3項本院医業外収益、3目一般会計補助金で20万3千円、4項一般会計負担金、1目本院で266万6千円をそれぞれ減額しようとするものでございます。また、債務負担行為につきましては、補正予算書53ページの債務負担行為に関する調書にお示ししておりますとおり、令和3年4月1日を始期とする夜間看護補助業務委託料及びドクターズクリニック業

務委託料にかかわる契約について、期間及び限度額の設定を行おうとするものでございます。

次に、議案第20号、旭川市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、市立病院の腎臓・泌尿器部門の機能強化を図るため、令和3年1月に腎臓内科医師が着任することに伴い、診療科目として腎臓内科を新設しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○高木委員長 ただいまの説明について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、本日の段階では説明を受けたということでとどめておきたいと思っております。

ここまでの議題にかかわって出席をしていただいている理事者につきましては、退席をしていただいて結構ですので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の報告事項についてに入っております。

まず、令和2年第4回定例会提出議案にかかわる事項について、理事者からの報告をお願いいたします。

建築部長。

○中野建築部長 令和2年第4回定例会提出議案に関連して報告いたします。

報告第1号の専決処分報告についてであります。これは、総務部所管の案件であります。建築部にかかわりがありますので、その概要を説明いたします。本件は、令和元年度に橋本川島・吉宮・菅原・多東共同企業体を相手方として工事請負契約を締結した第2豊岡団地建替(2-A)新築工事について、賃金等の急激な変動に対応するため、旭川市建設工事請負契約約款第25条第6項のいわゆるインフレスライド条項を適用し、契約金額を477万8千730円増額し、9億457万8千730円に変更するもので、令和2年11月12日に専決処分したものであります。

なお、今般の契約変更に係る増額分は、市営住宅整備費において、第2豊岡団地建てかえ工事等の契約に際し入札差金が生じたことから、これを充てることといたしました。

建築部にかかわるものは以上でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題にかかわって出席していただいている理事者につきましては、退席をしていただいて結構です。

次に、提出議案以外の事項について、順次、進めてまいります。

まず最初に、市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、理事者からの報告をお願いいたします。

病院事務局長。

○木村市立旭川病院事務局長 市立旭川病院における新型コロナウイルス感染症への対応について、配付させていただきました資料に基づき御報告申し上げます。

当院では、これまで御報告申し上げてきましたとおり、同感染症への対応といたしまして、感染症病棟の稼働及び発熱外来の運営を行ってきているところでありますが、11月に入ってからクラスターの発生等により、その対応は大変厳しさを増している状況でございます。

まず、資料の1、感染症病棟の稼働状況についてであります。表1に示すように、入院患者が8

月以降増加傾向にありましたが、11月に市内で大規模なクラスターが発生したことにより、現在、患者数は急増している状況であります。資料では、11月17日現在の数値として、疑い患者を含めてこれまでの累計で780人の患者数と記載をしておりますが、直近の24日時点での数値では981人となっております、今後も増加していくものと考えております。

次に、資料の2、発熱外来の受診患者数についてであります。インフルエンザの流行期に入ることを見据え、10月1日から休床としている東6階病棟を使用して診察を行っているところでありますが、2ページ目の表2に示すように、7月下旬から患者数の増加傾向が続いており、こちらにつきましても11月に入ってから患者数が急増している状況にあります。資料では、前のページに戻りますけれども、一番下に11月17日現在の数値として受診患者数累計で1千173人と記載をしておりますが、直近の24日時点の数値では、累計で1千226人となっております。

次に、2ページ目になりますが、資料の3、コロナ禍における本年度の当院全体の入院・外来患者数のこれまでの推移であります。前回御報告申し上げましたとおり、表3及び表4に示すとおり、1日平均患者数はいずれも昨年度と比較いたしまして大きく減少している状況であります。それぞれ、5月、6月に底を打ってからは増加傾向にあるものと捉えておりましたが、11月に入ってから新型コロナウイルス感染症患者の急増により、今後の一般の入院患者数、外来患者数にも影響が生じるものと考えております。

次に、3ページ目になります。資料の4、本年8月31日から当院において実施しております自費診療におけるPCR検査についてであります。資料では、11月17日現在の実績で104人と記載をしておりますが、最新の実績といたしましては、11月24日現在で116人の検査を実施しており、同日現在で76人の予約を受け付けております。

最後に、資料の5になります。当院における院内感染防止の取り組みについてであります。御承知のとおり、市内や道内各都市で医療機関におけるクラスターが多発していることから、当院においては、これまで以上に院内感染防止の取り組みを強化しているところでございます。その主な取り組みといたしまして、まず1つ目として、当院では現在、面会禁止措置を行っておりますが、その徹底を図るために、11月16日から入院病棟エレベーター前に来院者対応窓口を設置して面会者等の確認を行い、あわせて、入院患者に対する荷物のお届けや当院から来院を依頼した方などの許可をした方に対しては検温を実施しております。そのほか、職員の出勤後業務開始前の検温の徹底、院内における会議開催に当たっての感染防止対策の徹底などを行っているところでございます。

以上、御報告申し上げます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、ここまでの議題で出席していただいている理事者については、退席をしていただいで結構です。

次に入ってまいります。都市公園における民間活力導入に係る今後の基本的な考え方について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 都市公園における民間活力導入にかかわる今後の基本的な考え方について、御報告申し上げます。都市公園における民間活力導入につきましては、これまで本委員会において、

サウンディング調査の経過などについて報告してまいりましたが、民間活力導入に向けた今後の基本的な考え方について整理いたしましたので、御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。初めに、サウンディング調査の結果につきましては、前回の本委員会において報告したように、市内及び市外から複数の事業者の参加をいただき、さまざまな施設整備やソフト事業の提案などもいただいたところでございますが、一方で、採算性や自然環境への配慮に関しまして、提案者側の課題認識があるといったことがわかっているところであります。

次に、そういったことも踏まえまして、2の事業の実施に向けた課題では、今回の調査結果を踏まえた市の課題認識として3つの視点から整理してございますが、1つ目の主体性では、提案のあった事業の中には、施設の整備や管理運営も含め、実施主体が事業者なのか、あるいは一定の行政の支援も必要なのかといった不明確な提案もございましたため、事業主体をしっかりと見定めるといった必要があると考えてございます。2つ目の必要性では、今回、4つの全ての公園に提案がございましたが、提案された事業と公園利用者のニーズとの整合や、それぞれの公園においてふさわしい事業であるかなど、各事業の必要性について検証や確認などをする必要があると考えております。3つ目に、適合性におきましては、飲食店や売店のほかにもさまざまな施設の提案をいただいたところでございますが、機能や役割などの側面から、都市公園法における公園施設として適切な施設となるような整備が必要となるのではないかと考えております。こうした3つの課題に加えまして、提案者側も採算性への課題認識を持っているといったことなどから、Park-PFI制度などを活用した民間活力導入につきましては、現段階においては実現が難しいのではないかと考えているところでございます。

そこで、3、民間活力の導入にかかわる今後の基本的な考え方では、今述べましたようにPark-PFI制度などを活用した民間活力導入につきましては、現段階では困難ではあるものの、市内の公園の利便性や魅力を向上したいなど、そういった興味を持つ事業者が市内や市外にもいることが判明したことから、今後は、従前の制度の活用の検討ですとか、指定管理者などとも協力し、試行的な取り組みの実施など、段階的に事業を展開するとともに、Park-PFI制度を含めた長期的視野での施設整備の調査研究を行うことにより、引き続き都市公園における民間活力導入に向けた検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

Park-PFI制度につきましては、改めて資料にも記載してございますけれども、従前の制度よりも長い期間で事業の実施が担保されるといったことがありまして、事業者側にとっては、施設整備などの投資を回収できるメリットがございます。また、大きな投資をして事業に取り組みやすいといった制度でもあります。しかし、今回の提案者からは、本格的な事業実施の前に、まずは試行的、あるいは暫定的に事業を実施したいといった意見ですとか、事業規模などは段階的に進めながら実施したいといった御意見もございまして、施設整備などに大きな投資をする前に、状況を見ながら進めたいといった慎重な意見も多くございました。そのため、例えば、設置管理許可制度など、従前の制度を活用し、施設の設置期間を短期的にすることや、施設整備については簡易的な方法といったことも探しながら試行的な取り組みを進めるなど、Park-PFI以外の制度活用も模索しながら、民間活力導入の検討を進めていく必要があるとの考えに至ったところでございます。

最後に、4、今後の予定についてであります。1つ目のPark-PFI以外の従前の制度を

活用した試行的な事業実施の検討では、短期で簡易的な施設の運営やイベントの実施など、試行的な事業の検討や、公園の指定管理者と一緒に取り組む事業の検討などについて、指定管理者連絡協議会などを活用し、意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。また、Park-PFI制度を含め、民間活力を生かした施設整備の調査研究では、今回の調査の実績などについて、全国の事業者が見ることができるPark-PFI推進支援ネットワーク、こういったところに情報を掲載するなど、広く情報を発信することや、今後も民間事業者の意向や他都市の事例などの情報収集に努め、緑の審議会などから意見を聞きながら、引き続き調査研究を進め、Park-PFIなどを活用した施設整備による民間活力導入に向けた検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上が、都市公園における民間活力導入にかかわる今後の基本的な考え方についての御報告でございます。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、次に入ってまいります。地区除雪連絡協議会の開催結果について、理事者から報告をお願いいたします。

土木部長。

○太田土木部長 地区除雪連絡協議会の開催結果について、御報告申し上げます。資料をごらんください。

毎年、除雪作業が本格化する前の11月上旬に、各地区で除雪連絡協議会の総会を開催しているところでございますが、今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、各地区協議会長と開催方法について協議を行いまして、これまでどおり地区除雪連絡協議会の役員や会員が参加し、総会といった形で開催する方法のほか、各地区市民委員会会長による役員会を実施した上で総会を书面会議とする方法、あるいは全て书面会議で行う方法と、地区により異なる開催方法で実施したところでございます。これまでどおり総会を開催した地区は2地区となっておりまして、11月5日に永山地区で62名、11月6日には、神楽・緑が丘・西神楽地区で75名の方の参加がございました。参加率につきましては、永山地区が38.9%、神楽地区が40.9%となっております。次に、役員会を開催し、総会を书面会議とした地区は5地区となっておりまして、11月9日に春光・春光台・鷹の巣地区で役員の方が4名、11月10日には末広・東鷹栖地区で役員6名、11月11日に豊岡・東旭川地区で役員6名、同じく11日に神居地区で役員5名、11月12日に北星・江丹別地区で役員8名の方にそれぞれ御出席をいただいたところでございます。残る中央・新旭川地区、東光地区は书面会議となっておりまして、役員会とした5地区とあわせて11月13日に書面の発送を行い、本日11月26日までの期限内で御意見を伺っているところでございます。

総会及び役員会では、旭川市の除排雪と地域総合除雪体制につきまして、今年度から取り組む3地区の試行的統合やGPSシステムの導入のほか、これまでの取り組みの継続として、拡幅除雪の実施や交差点の見通し確保の徹底など、今年度の除排雪など雪対策の主な取り組みを中心に説明した後、旭川市雪対策基本計画の中間見直しですとか、旭川市住宅雪対策補助制度、あるいは地域の雪押し場としての公園利用、住宅前道路除雪事業などについても説明を行ったところでございます。

総会や役員会におけます主な御意見についてでございますが、除排雪作業に関する御意見として、

交差点の見通し確保についてしっかりと進めてほしいという要望や、朝方に降雪があった際の除雪方法の検討を求めるものがございました。また、道路への雪出しなど、冬期のマナーに関する御意見といたしましては、雪出しや路上駐車禁止について、町内会員への周知はもとより、町内会未加入者への周知の拡充を求めるものや、除雪センターや職員によるパトロールの強化を求めるものがございました。住宅前道路除雪事業に関する御意見といたしましては、事業実施に向けての対象世帯数の確認方法や、除雪出勤時の連絡方法のほか、協力員の確保に課題があるといったものもございました。また、書面により寄せられた御意見では、今年度の除排雪に対する取り組みの徹底や、幅員の狭い道路において、路線種別の格上げのほか、住宅前道路除雪事業の事例紹介を求めるものもございました。

いよいよ本格的な除雪シーズンを迎えましたが、これまでも雪が少ない年の翌年には、除排雪業務に対する評価も一段と厳しいものとなりますことから、今シーズンはより一層気を引き締めていかなければならないものと考えてございます。また今回、総会などでいただいた御意見を十分に参考とし、持続可能な除排雪体制の確保に向けた取り組みを継続するとともに、今シーズンから始める新たな取り組みにつきましてもしっかりとした検証を踏まえながら、さらなる充実強化を図り、快適な冬の生活の確保につなげてまいりたいと考えてございます。

以上、御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○高木委員長 ただいまの報告について、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

上村委員。

○上村委員 今、御報告いただいた件について、質疑をさせていただきたいと思っております。いよいよ、除雪シーズンの到来というお話も今ありましたけれども、今回、除雪全般にわたる説明をされてきたということで、幾つか気になる点があるので、これから質疑をしたいと思うわけですが、当然、除排雪全般にわたるので、非常に内容が多岐にわたると。場合によっては、今後の取り組みにもわたりかねないという部分で、幾分か今の報告事項に対する質疑としては領域が幅広くなりますことをあらかじめ委員長にも御了解をいただいて、項目立てではなく報告事項への質疑という整理で、本日取り上げさせていただきたいと思っておりますので、お許しください。お付き合いのほど、よろしくお願いたします。

今ちょっと私が思い出したことで、大変申しわけないんですけど、日本製紙の雪堆積場の件、11月末までが一応回答期限ということで、前回の委員会でお話を伺っていたかと思っておりますけど、間違いないですね。大事なところだったので、その後の現在までの進捗状況をまず最初にヒアリングさせていただけますか。

○太田土木部長 日本製紙側との交渉でございますけれども、11月に入って、うちのほうとしてもいろいろ試算をした上で、ある程度の金額やなんかも提示をさせていただきました。それに対して、11月24日に向こうからメールで回答が来て、これからまた最終的な協議を行うということで、今月末ということにはしているんですけども、まだちょっと結果が見えていないという状況でございます。改めて今週、向こうと接触をしながら、また協議を進めていきたいというふうに思っております。

○上村委員 11月末ということの定めでありましたが、今のところ、まだその見通しは流動的だということお答えですね。わかりました。それはそれでまた、非常に大きな取り組みとして期待をし

ておりましたものですから、何とか形が見えるようになったらいいなということもありますし、くどいようですけれども、全然、話は別なんですけど、釧路の事例もあります。改めて、その意味でも市長にもそういった相手企業とのコミュニケーションということとはとっていただく必要があるだろうなということを感じました。全く、皆さんには関係ない話かもしれませんが、あわせて雪堆積場という意味でも、市長も巻き込みながらの取り組みも場合によっては必要じゃないかということも再度指摘しておきたいと思えます。

それで、除雪の件です。きょうは14項目ぐらいあるので、恐らく30～40分はかかるかなと思うんですけれども、私は、主に大きく3点の疑問を解消したい、あるいは問題提起をしたいということで準備してまいりました。まず1点目は、ことしから試行運用が始まるGPSを活用した運行管理システム、この導入によって、市民の利便性がどれだけ向上するのかということ、そして、さらにITを活用していけば、もっと効率的で便利な仕組みがつかれるのではないかとことです。続けて2点目は、住宅前道路除雪事業、これは高齢者や障害者の方の住宅の間口、入り口の部分に雪を残さないように配慮しますよという事業でありますけれども、この取り組みが、ことしから市民協働スタイルということに大きくかじを切っているという状況であります。ここについても少し、変化が見られるのではないかとというふうに受けとめております。今後の事業展開における課題や今後の展望を確認したいと思いました。それから3点目は、協働の除排雪にかかわる条例の制定についてです。以前も当委員会で、私はこの項目について取り上げさせていただいていますし、一定の答弁はいただいてきましたけれども、改めて、除雪の雪出しマナーの件、こうしたことも住民、地域の方からもいろいろと意見が寄せられていたというふうに聞いています。こうしたことを含めて、このような条例の制定ということも改めて、本市の除排雪の取り組みを今後推進するに当たって、検討、また、そうしたことをきっかけにした進め方の改革を進めていく機会になるのかというふうに私は認識をし直しているところです。担当部局の見解もお聞きしたいというふうに思っています。

最初の項目に戻ります。GPSの件です。私の意見は後ほど述べたいと思えますけど、今年度から3地区での試行ということでありました。改めて、このシステムの導入による主な実施内容をお示しいただきたいと思えます。

○小松土木部雪対策課長 GPSによる除排雪管理システムは、本年7月10日に契約を締結し、7月13日からシステムの構築作業に入っております。これまで、受託者との協議や、除雪企業を対象としたシステム機能等の意見聴取を行い、10月下旬に試験運用を実施いたしました。試験運用では、軌跡の表示や日報、月報への集計、苦情・要望管理、間口処理などの注意箇所表示、メッセージ送信、写真送信などが正常に機能することを確認しております。その後、除雪企業や職員を対象とした操作説明会を実施し、今後、システム全体の動作確認や、調整の作業と並行して、除雪作業の情報を市民が確認できる市民公開用サイトの構築を進めてまいります。

○上村委員 苦情・要望管理というお話がありましたが、これについては、こうしたものも位置情報付きの画像データを除雪作業車自体に共有するシステムだというふうに聞いています。要はアナログだったものから、場所もちゃんとわかるので、聞かないでもピンポイントで明示されるし、その画像も共有しながら、除雪作業車がそこに対応できるということだそうです。ちょっと後ほどに関連しますので、あえてそこを私から引用しておきました。

それで、一番、市民にとっては重要だろうな、期待されるどころだなと思っていた、最後に述べていただいた除雪作業の情報を市民が確認できる市民公開用のサイトの構築ということです。これはどのような内容なのかという具体的な予定をお聞きしたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 現在、ホームページ上で除雪作業後の出動状況を地区単位で文字表示により市民に公開しておりますが、今後は、GPSシステムを活用し、地図上で除雪作業の結果を確認できるよう表示方法の検討を含めたシステム構築を予定しております。

○上村委員 これまでは文字だけで、どの地区をやりましたよとか、本当に最小限の情報だったのが、地図上で、もうここは終わっているよとか、そういうような確認ができるということで、一つのこうしたシステム導入のポイントになる部分だと私は受けとめておりました。そして、今、その構築を予定しているということなのですが、さきの連絡協議会でこの項目は取り上げられていたようですが、私が聞く限りでは、ほとんどこの内容についての説明はなかったと承知をしています。特に、試行エリアであった永山や神楽、そこでもそれほどの説明はなかったというふうに聞いておりました、実際にどんな説明をされたのかなということに気になっていたんですけど、ほぼスルーで終わったように私は受けとめました。それで、こうした新たなシステムの導入によってどうなっていくのか、あるいはどういうことが可能になっていくのか、資料提供もあるのかなと思ったけれどもなかったということを含めて、この辺の取り組み概要をしっかりと整理していただきたいなと、そして、そのことを市民にも共有していただきたいなと私は思いました。そのことについての考えを伺います。

○小松土木部雪対策課長 除雪車両運行管理システムにつきましては、現在3地区による試行運用を行っているところであり、現段階では、除雪企業向けの機能の構築が中心となっているため、除雪企業への説明会を実施しておりますが、先日の除雪連絡協議会において、会員の皆様にも試行運用について御紹介したところでございます。市民公開用サイトにつきましては、現在、構築作業を行っているところでありますが、システム全体の動作確認や調整の作業と並行して、市民公開用サイトで表示する内容や表現の方法についても検討や調整が必要となりますことから、今シーズンの公開とはなりません、今後、市民公開用サイトの概要が決まりましたら、その内容について、市民周知をしてまいりたいと考えております。

○上村委員 今の答弁で、私が残念だなとか、改めて非常に気になった点としては、今シーズンの公開とならないということです。ですから、ことし試行運用を始めるという話はありませんが、事、この市民公開用サイトの展開については、ことしはペンディングして進まないということだと今の答弁を理解しました。なので私は失望しているんです。これまでの皆さんの取り組みで、このこと以外、全般にわたっていろいろとチャレンジングで、そしてスピーディーな取り組みが目立つなということで、非常にありがたいことだと思っていたんですが、今の話を聞く部分、この市民公開用の情報の提供がすごくスローだなと。そして、失望したわけです。前回までも確認しておりましたけれども、私は結構、この除雪運行管理システムの構築には費用を投じているというふうに受けとめています。たしか、契約金額が1年で2千200万円を超える、それだけの投資をして始めようとしていることだと思います。そして、例えば、契約の実施要領等にも、市民向けの公開配信までするんだというような記載もあったと思っています。ですので、私は、ことしから、試行とはいえ3地区ではそういうことも行われるんだろうと思っていたのですが、どうやらそ

うではないらしいということでありました。この契約は、前にもこの点を取り上げましたが、1年限りですから、また来年以降はどうなるかわからない、そして2千200万円強を投じて、事業者は今この仕組みをつくってもらっているということでもあります。なぜ、今年度の取り組みには入らないのかということの説明をいただきたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 市民に公開する場合には、誤った情報とならないよう慎重にシステムを構築する必要がありますことから、市民公開用サイトは、今シーズン、実際に除雪車が作業した軌跡の精度を確認しながら構築していくこととしておりますので、全地区での本格導入時をめぐり全市一斉に公開する予定としております。

○上村委員 全地区での本格導入時をめぐるといふことは、これまでの答弁からいくと、令和2年、令和3年と2年やって検証して、令和4年から全地区に導入したいということだったと思います。そうすると、公開は令和4年からということですか。今、答弁で、慎重にシステムを構築する必要があるというぐらひがありました。そのこと自体は当然、否定するものではありません。しかし、たしか、ことし7月からシステムの構築は始めているし、そして、ことし運用もやるということでもありますから、令和4年まで、2年間もそんなに試行と検証をするのかという話なんです。私は、これは遅いと思うんですよ。試行が終わっちゃうので、そのこともしっかり検証するべきじゃないかと。3地区に限定したのはやむを得ないけれども、その中でしっかりと実際に運用して問題がないかどうか、市民の評価はどうか、逆の言い方をすると、この試行結果を踏まえていろいろとシステムの改修なり手を入れていくというときには、当然、事業者との連携も必要になるわけですから、2年目以降どういう契約になるのかさえまだはっきりはしていませんけれども、ことしかかわっていく相手方の企業と実際に試行して、そこで問題がないのかということを確認し合いながら、場合によっては必要なバージョンアップをしていただく、そういう作業だろうと思っていたので、今、驚いているというのが率直な感想です。この公開時期は、私は非常に遅いというふうに思います。いかがでしょうか。

○小松土木部雪対策課長 GPSシステムは、現在、3地区で試行的に運用しており、市民公開用サイトの公開に当たりましては、令和3年シーズンまで検証をすることと考えておりましたが、検証の結果次第では、現在の3地区のみで前倒しして公開することを視野に、できるだけ早い時期に公開ができるよう作業を進めてまいります。

○上村委員 皆さんとしては、もしかすると、限定的に3地区だけで市民公開用サイトを提供することに対して、他地域とのバランスがアンバランスになるんじゃないかということに気になっているのかもしれない。しかしながら、そのことを織り込み済みで、当初からこの3地区に限定して投下することを決めたわけですから、試行になるけれどもそこで検証すると。とりあえず限定的に始めて、そこでしっかり検証して、いいものにして、問題がないようにして、令和4年から全地区にやるんだということ判断したわけですから、その辺のアンバランスはおのずと、あらかじめ想定されていることだと思いますので、そこはしっかり乗り越えていただきたいし、むしろそのことを踏まえながらしっかりとした検証、試行をしていただきたいというふうに私は述べておきたいと思います。

ことしからはもう無理だろうというのは、今の答弁を聞いてわかりました。しかし、今回選定した事業者、相手方は、他市においてこうした市民公開用サイトの運営については実績のあるところ

だと思います。提案書の中にも、そうした部分については、こういうことができますよということは当然ながら示されているものであるし、それほど言ったらちょっと不適切かもしれませんが、1から100をつくり出すような非常に大きな作業というよりは、どちらかという、この地域にカスタマイズするような作業だろうと思っています。ですので、2年かけて少しずつ進めるような内容ではないと思うのですが、きょう、最後に部長に答弁いただこうと思っていましたので、市民公開用サイトの扱いについてもどんなふうに考えていくのかなということについては、ぜひ、最後にまとめて聞きますので、もし、部長のお考えがあれば、添えていただきたいと思います。

2つ目の項目に行く前に、もう一個、前回の委員会でも私、質疑をさせていただきました。市民からの要望や苦情、これをどう受け付けていくのかということです。これまでは、除雪連絡協議会が地域に出向いて、皆さんも行く、事業者の皆さんも行く、そうした中で、終わった後に地区から、この箇所は毎年問題になっているので何とかしてくださいというような伝達が行われてきたと思いますが、こうしたものをよりシステム化してやっていくべきではないかということ、前回、お尋ねいたしました。そうした意向については考える余地があるというような答弁だったと記憶をしておりますけれども、1つ目にまず、除雪センターを活用してというくだりもありましたので、前回の質疑も踏まえながら、この地域要望の伝達機会の確保について、今後、具体的にどのような予定を持っているのかということをお聞かせください。

○鎌田土木部次長 5地区で開催しました役員会において、現在、地域からの要請により個別に説明する場を設けている市民委員会があるということをお伝えして、今後、全ての市民委員会においてもこうした対応を検討していますが、個別で会議を実施すると64回の開催が必要になることに加えて、特に現在は、コロナ禍の状況もあり、今年度の開催は難しいということも申し上げた上で、来年度以降の取り組みとして、各地区ごとに除雪作業が本格化する前に、日時を決めて御意見を伺うことを検討しているのです。各市民委員会の意向を把握したいといったような説明をしたところです。なお、総会を実施した2地区においては、この説明はしておりませんので、あわせて、役員会に欠席した方と、書面会議とした2地区の役員を含めて、個別に説明したところでございます。

今後、それぞれの市民委員会で御検討いただきまして、除雪企業と市の体制を整えた上で、地域要望を伺う機会といったものを確保してまいりたいと考えております。

○上村委員 今の答弁は、ことしの機会創出にはならないということだと思いますが、ぜひ、来シーズン以降の位置づけとしてどういう形が可能なのかということは、今から同時に検討を進めていただきたいと思います。

今のは、どちらかという大きな要望の受け付けの話です。これは、私はなるべくそうしたほうが良いと思うんですけど、一つ一つ個々人のものよりも、なるべく町内会、あるいは市民委員会等でまとめていただいて、除雪センターとあらかじめシーズンの始まる前に共有をしておく、こういう仕組みをつくっていくことで、シーズン途中で誰からどの内容がどんなふうにくるかというのが、要望がぐちゃぐちゃになる前の一つの交通整理だと思っています。ということを述べながらも、もう一つ具体的な方法についても確認というか、提案をしておきたいんですけど、先ほど、除雪システムの運用の苦情・要望管理の一つの例として、位置情報をつけて、除雪センターから車両に位置情報と画像が送信される、そして両方でそれを共有して、それに対応するということが可能になるという話を紹介しました。私はかねてから、仮に、個人要望や個人苦情であったとしても、電話で

説明しながらその内容を届けるんじゃなくて、今やスマホで写真を撮って、位置情報をつけて送れば、説明する前にその内容を伝えることができますので、こうした苦情や要望を受け付けできるような手法というものを検討していただきたい、それはもう受け入れ側だけがどうするかを決めれば私はできることだと思っています。そして、さらに先を追えば、例えば、そうやって皆さんに来た情報を除雪センターと共有する、そしたら除雪センターが車両と共有する、そのことで、その流れが非常にスピーディーで、そして効率的になるんだろうと思っています。こうした手法の検討について、考えを改めて伺っておきたいと思います。

○小松土木部雪対策課長 市民からの要望受け付けにおいて、画像や位置情報つきでの情報提供は、現場の状況把握や要望箇所を正確に把握することができ、対応時間の短縮など、業務の効率化と市民サービス向上につながるものと認識しており、要望受け付けの手法について、今後、導入に係る技術的な課題を含め、検討してまいります。

○上村委員 さらには、シーズンを終えた夏場のGPS機能の活用についても現時点での見通しを伺っておきたいと思います。この点は、当初から、契約自体に夏場も活用していく、そうした活用方法について提案してほしい、盛り込んでほしいということが記載されておりました。私も、夏場、まさに皆さんの分野、土木の分野でも一例を挙げると、道路の補修、そうした情報提供や情報管理、補修管理、あるいは看板等の破損や補修管理、さらには公園の遊具の破損であるとか、そうした現場の状況を受け付けして管理して共有する、そうしたシステム活用も可能だと思いますが、その予定について、現時点での見通しを伺います。

○小松土木部雪対策課長 GPS機能の活用により、位置情報や画像データなど、多数の情報を一元管理することが可能となるため、夏期の道路パトロール等で、危険箇所や異常箇所などを発見した場合に、速やかな状況報告や正確な位置確認に活用できると考えております。

○上村委員 そうした形で、夏期の利用が見込まれるということです。

ここでちょっと、あえて皆さんに改めて問題提起をしておきたいと思うのですが、以前、まさに先ほど述べたような趣旨で、フィックス・マイ・ストリート・ジャパンというアプリケーションがあると。「まちもん」という略称になっているようですけども、特に、東北を含めて、各地でこうした仕組みを利用して、要は、住民とまちなかの問題を共有して対応するというアプリケーションの活用自治体がかなりの数あるというふうなことを紹介したことがあります。これは、何が一番のメリットかという、先ほどの位置情報つきで写真を撮って送るという話にもつながるんですけど、市民からは、例えばここがこんなふうになっていて、これを何とかしたほうがいいよ、道路がぼこぼこになって穴があいているよ、公園の遊具がこんなふうに壊れていますよ、危なくないですかという情報を電話で伝達するんじゃなくて、写真を撮って位置情報をつけて送る。そしたら皆さんがそれを受けて、わかりましたよと、例えばこれは近々対応するといつて、こんなふうに対応できましたというのをそこに上乘せしてまた写真で表示することで、そうした問題を共有することができる。その連絡を一気に可視化しながら協議することができるということでした。まさに先ほどの除雪の件でも、たしか青森では、除雪の現場でもそういう運用を、このフィックス・マイ・ストリート・ジャパンを使ってやっているんですよ。恐らくは、例えば、この交差点はこんなに雪山になっていて大変です、問題になっていますよということを紹介する。これ以上はちょっと割愛しますが、改めて、こうした画像や位置情報ということをつけ加えたようなシステムの導入

とあわせて、このような除排雪についても運行管理システムを活用していくということが私は可能だと思います。検討の価値があると思いますが、見解を伺います。

○小松土木部雪対策課長 画像や位置情報を備えた市民からの情報提供の仕組みは、市民サービスの向上や苦情相談窓口の負担軽減につながることから、本システムとの連動の可能性について、調査検討してまいります。

○上村委員 ぜひ、お願いします。特に若い世代は、こうしたものができてくることによって、一気に行政との距離が近くなっていくと思っています。価値があると思いますので、いろいろと大きな話になるのかもしれませんが、実施自治体の例は非常に多くありますので、活用の研究の材料はたくさんあるということを申し添えておきます。

2つ目の項目に移ります。住宅前道路除雪事業の課題と今後の展望ということですが、この点、今シーズンからちょっと様子が変わってくるのかなということ、むしろこれはポジティブに期待を持って見ているのですが、そのことに触れる前に、いわゆる対象世帯が年々ふえて、皆さんが大変だと。除雪事業者も、もうどこがどこかわからないぐらいふえて、もう管理できないと言われてきた問題の件です。ことしの対象世帯数が何件になっているのかということ、お聞かせください。

○小松土木部雪対策課長 本事業の申請受け付けは福祉保険部で行っておりますが、今年度は、1月30日までの期限で申請を受け付けており、その後、審査を経て対象世帯数が決定するため、審査前の申請者数でお示しいたしますと、11月16日現在で4千53件となっております。

○上村委員 昨年、令和元年は約4千500世帯ということでありましたので、それに比べると少ない数字ですね。私は、そのことにもちょっと驚いたのですが、それまでずっと右肩上がりだったので、下がったんだなということです。この理由についてはどのような受けとめをされているかお聞きします。

○小松土木部雪対策課長 住宅前道路除雪事業の対象世帯数につきましては、平成10年度の制度開始以来、増加傾向にありましたが、昨年7月と11月に開催した地区除雪連絡協議会で、このまま対象世帯が増加し続けた場合、本来の道路除雪に大きな影響を及ぼす可能性があるため、制度見直しに向けたモデル事業の取り組みを進めることを御説明しているほか、福祉保険部において、今年度の住宅前道路除雪事業の実施に当たり、対象世帯の要件など、制度の徹底を図るため、申請書様式を改正するとともに、事業開始後に対象世帯の要件に該当しないことが判明した場合の決定取り消しについて、事業の案内文書により周知を行っていることから、申請数減少の要因になっているのではないかと考えております。

○上村委員 ことしから、いろいろと仕組みが変わったということも含めて、福祉保険部のほうでも様式を変えたり、アナウンスを変える、私は、これはより適正化を図っているというふうに理解をしていますけれども、そうしたことによって、これまでずっと右肩上がりだった対象世帯数が減少に転じたのかなというふうにも今の答弁を理解したいと思います。その上で、住宅前道路除雪事業ということで、高齢者や身体に障害のある方に対してのケアを市として全て受け入れますよ、申請をしていただければ対応しますよという事業のことではありますが、実際にそれをやる一つの手法として、市民と協働する、具体的に言えば、町内会と協働してそれをやろうと。もっと言うと、そこは除雪車がやるわけじゃなくて、今まではそうやっていたのを市民協働、町内会協働で、そうし

た取り組みを市としてやっていきたいと思いますというのが、福祉保険部が同時に所管しております高齢者等除雪支援事業というものです。これが、昨年と比べると非常に大きな事業規模になりそうだなというふうにお聞きをしています。昨年との対比を含めた現時点での実施想定状況についてお示しください。

○小松土木部雪対策課長 今年度の実施想定状況について、事業を所管しております福祉保険部に確認したところ、9月30日付で市内全ての町内会に対し、取り組み町内会の募集についてお知らせし、11月17日付で1回目の協力団体の決定を行ったとのこととあります。決定時の状況としましては、協力団体は、昨年の6町内会に対し31町内会、対象世帯数は昨年の80世帯に対し211世帯、地域の協力者は、昨年の54人に対し196人となっております。なお、住宅前道路除雪事業の対象世帯の最終申請期限につきましては、11月30日となっております、より多くの町内会の方々から御協力を得るため、取り組み町内会の申し込み期限を当初の11月6日から12月15日まで延長していることから、最終的な事業規模は12月下旬ごろ明らかになります。

○上村委員 まだ、申し込み期限が残っているということですから、これはマイナスになることももしかしたらあるのかもしれませんが、基本的にはまだふえる可能性のほうが高いということですよ。11月17日時点で、協力町内会は昨年の6町内会から31町内会と5.2倍、そして対象の世帯は、この部分はちょっと先ほどの申請数減少の話と誤解を与えかねないんですが、この事業にかかわってお願いしたいということになりそうな対象世帯は、80世帯から211世帯だから2.6倍、そして、地域の協力者の方、これは実際に間口処理をやっていただく町内会の方、これは54人から196人だから3.6倍ということで、非常に規模の拡大傾向があります。その意味では、協働でやっていこうといった皆さんの企画に対して、町内会等が協力体制を強化してくれているという傾向とも受けとめられるのですが、この協力体制の強化はどのように進んでいるのでしょうか。

○小松土木部雪対策課長 当事業につきましては、本年4月に、昨年度のモデル事業に参加いただいた方々を対象に、取り組みの感想などを伺うアンケート調査を実施しており、将来的な人手不足の懸念など難しい課題はあるものの、地域除雪活動の推進につながる効果的な取り組みであることを確認したところでございます。今年度、事業実施に際しましては、そうしたアンケート調査結果を踏まえた制度の一部見直しを行うほか、福祉保険部と連携しながら、除雪連絡協議会や市民委員会連絡協議会の場において、モデル事業に取り組んだ地区の方々からの御意見をお伝えするなどして、取り組みを広くアピールし、より多くの町内会等の参加が得られるよう、当事業に対する御理解と御協力をお願いしてきたところでございます。

今年度の協力団体は、現段階では31町内会ということで、町内会数全体から見るとまだまだ少ない状況ですが、昨年と比べ5倍となっていることや、申し込みには至っておりませんが、100を超える団体からの問い合わせがあったと聞いておりますことから、少しずつではありますが、取り組みの理解や関心が深まり、協力体制の強化が進んでいるものと考えております。

○上村委員 しかし一方で、そうした協力をしていただいている町内会の方が、聞いている以上に対象世帯から協力を求められると。もっとやってくれないのかとか、敷地の中までやってくれないのかみたいな、そんな話が出て、なかなか対応に苦慮する、あるいは町内会としての関係性上、どうしても何か少しでも多くやってあげたくてしまう。その部分のバランスが難しい。もっと

しっかりとその事業の趣旨を対象世帯の高齢者の方等に理解していただかないと、ちょっとこれはまずいんじゃないかという声もあるようです。制度の精査は多少されているということ为先ほどの答弁で確認できたところでありますけれども、皆さんとしても、この事業が拡大傾向にあるということも踏まえて、そしてその可能性も十分にありそうだという見込みが2年目に見えてきているということを含めて、事業の精査とあわせて、周知の取り組みということについても強化して対応していくべきだと思います。今のところどのような考えで今後進めていくのかということ伺います。

○小松土木部雪対策課長 今年度から事業を所管する福祉保険部では、間口除雪の作業範囲や制度の周知徹底を図るため、事業の案内文書や申請書様式の見直しを行っております。これまでも事業の目的や作業の範囲などについては、こうほう旭川市民や除雪連絡協議会等を通じて説明してきたところであり、今後は、町内会による間口除雪の取り組みの準備作業を通じて、直接町内会が対象世帯に伺って、除雪の範囲や雪の置き場所などを協議する機会も予定しているところでございますが、除雪連絡協議会において、地区の役員から申請住民への事業の理解を求める声も上げられておりますことから、土木部といたしましても、福祉保険部と連携しながら、今後も引き続き、よりわかりやすく工夫した資料の整備や周知方法等について検討していく必要があると考えております。

○上村委員 もう一つ、雪出しのマナー啓発についての論点に移ります。この点についても、毎年、マナー啓発を求めるチラシを全戸に回覧配布しているわけでありますけれども、例えば、町内会に入っていない方にはこの回覧すら行かないということであるとか、むしろそういう方にマナーの問題が多いんだというような地域の実情もあるというふうにお聞きをしております。これはもうずっと、この間の課題でありました。ようやく市長がこのことについて協力を求める動画が先ごろアップされたということ、我が会派の林議員が紹介をしておりましたけれども、依然として大きい課題であるということです。このことによって、そもそも幾ら除雪を頑張っても雪がなくならないということです。この点、市としても、いろいろ効果的な広報を考えてほしいという声だったというふうにとめていますが、どう効果的に取り組んでいくお考えなのか伺います。

○小松土木部雪対策課長 雪出しや路上駐車は除雪の妨げになり、作業効率の低下につながることから、除雪に対するマナー周知については、本市の厳しい冬期間の生活を快適にする上で、非常に大きな課題であると認識しております。除雪に関するマナーの啓発につきましては、これまで除雪だよりの全戸配布や、バス、タクシーの車内におけるチラシの掲示のほか、市民協働による地域除雪活動として、市民、除雪業者、行政の3者合同による除排雪パトロールなどにおいて、道路への雪出し禁止などの啓発を行ってきました。今年度は、こうほう旭川市民11月号でのお知らせや、市長の啓発動画をSNSへ掲載するなど、広報活動にも取り組んでいるところでありますが、いまだ十分に浸透していない状況にありますので、今後も引き続き、効果的な取り組み手法の検討を行いながら、粘り強く、除雪に対するマナーの周知徹底に努めてまいります。

○上村委員 引き続き粘り強くということ、これは本当に頭の痛い問題だと私も思っています。先ほど、冒頭に問題意識を申し上げました。条例を制定すればこれが直ちに解決されるのかということ、決してそうではありませんし、こうしたことに我々が常任委員会の視察で訪ねた青森市では、条例をつくったけれども、それほど実効性があるかないかと言われれば微妙だということ、それから、本来であればそこに罰則というか、そういったものを設けられればいいんだけど、それを設けるかどうかということについて、いろいろと議論の余地があるというお話も伺ってきました。

ですから、決して、これが処方箋としてすごく有効で、直ちにこれが解決できるというものではないことをあらかじめ触れておきながらも、なかなか出口がないこの除排雪マナーの啓発、あるいは取り組みの市民理解、そのことを考えるに当たって、先ほどの住宅前道路除雪を市民協働で行っていかうという福祉保険部が所管している事業もあります。改めて、市民協働で雪対策を行っていかなければならないんだ、そのためにどういう心がけで市、市民、事業者、あるいは地域、そういったそれぞれ双方が協働で雪対策を行っていくかという考え方を改めて明文化する、条例化する、そしてそれを広報していく。そういうきっかけで、長年の課題にも同時に取り組んでいくということの有効性はあるのではないかというふうには私は考えています。市民協働の雪対策に関する考え方を条例化すべきではないかということです。この点についての見解を伺います。

○小松土木部雪対策課長 除雪連絡協議会等においても、マナー周知のさらなる強化を求める御意見もあり、住宅前道路除雪事業の推進等を含め、今後はますます市民協働による雪対策に係る体制づくりが重要となってくると認識しております。また、市民との協働のみならず、よりよい除排雪体制を構築していくためには、市民、企業、行政がお互いの役割を自覚しながら、お互いに連携していく体制づくりも必要であり、そうした取り組みを進めていくには、条例制定も有効な手段でありますので、新たな条例を制定する意義や、その必要性等について広く議論していく必要があると考えております。

○上村委員 あと1問聞いて、最後、部長に答弁をいただきたいと思います。

今、その有効性はありそうだということは共有できたというふうに思っています。まさにこれから、雪対策審議会が設置されて、皆さんだけではなくて外部意見も聞きながら、この除排雪をどう進めていくか、そうした検証、検討の機関が発足されるということでもあります。まず、この設置状況がどうなっているのかということを再度確認させていただくのとともに、私はぜひ、こうした審議会の一つの審議事項に、今申し上げた条例の制定の考え方、こうしたものを議論の対象にさせていただきたい、審議事項に位置づけていただきたいと思いますが、この点について伺います。

○小松土木部雪対策課長 雪対策審議会については、現在、12月中旬の第1回審議会開催に向け、委員決定の途中でございます。就任予定の委員候補者につきましては、学識経験者を初め、関係行政機関や関係団体、有識者、市民代表のほか、公募市民3名の15名を予定しております。公募委員以外の委員につきましては、各団体に照会し、既に内定しておりますが、公募委員につきましては、10月21日から11月20日までの1カ月間公募いたしました結果、女性3名、男性2名の計5名の方から応募いただき、現在、選考作業を進めている状況にあり、12月上旬までには委員を決定する予定でございます。雪対策審議会では、旭川市雪対策基本計画の中間見直しについて議論を進めてまいります。除排雪に係る現状と課題、市民、企業、行政に求められる役割などを整理していく中で、各種施策のあり方を含め、条例制定の必要性についても審議事項の一つとして考えております。

○上村委員 先ほど、広く議論する必要があるという答弁がありましたが、こうした公式な場面で協議事項、審議事項としていただいて、その方向性を改めてしっかりと見定めていただきたいなという期待を申し上げます。

さまざま、本件の報告事項に関連してお尋ねをさせていただきました。ほぼ内容は共有できていたと思うのですが、やはり私としては、GPSの市民用公開サイトが令和4年からだと言われると、

がくっとしてしまいましたし、ちょっと事前のお話を聞いていくと、サイトの構築はするけど、公表は慎重なので時間を要するというようなお答えもあったので、なかなかその辺、位置づけをどこまで急いでやる気があってしっかりやってきたのかなということに、ちょっと疑問も感じました。そのことは先ほども述べましたので繰り返しません、そのことについて、それから住宅前道路除雪について、今、福祉保険部でやっている地域協働の高齢者等除雪支援事業、これも去年がモデル事業だったので、ことしが本番なわけですが、早速、本番からがくっと右肩上がりに関係者がふえてきたということは、私はポジティブに受けとめるべき材料だと思っています。こうしたことが本当に、これまでの長年の課題の解決にスムーズに結びつくのかどうか、このあたりの進め方もより慎重に丁寧に、ぜひ進めていただきたいなと期待をしています。

さらには、最後に、条例の話をしました。こうした市民とともに作り上げていくような除排雪体制を旭川市は求めていくという姿にする新たなきっかけに、私はぜひしていただきたいと思っています。たくさん申し上げましたが、最後に、部長に総括的な答弁をいただければ、これで質疑を終わりにしたいと思います。よろしくお願いします。

○太田土木部長 本年度の雪対策にかかわる取り組みについて、さまざまな御質問をいただいたところでございます。確かに非常に範囲も広くて、ちょっと頭の中がこんがらがっているところがあるんですけども、とりあえず本年度については、3地区の統合試行ですとか、あとGPSの導入、またこういったことに加えまして、住宅前道路除雪といったものも新たに福祉保険部に所管がえをして、新たな体制のもとでまた再スタートしているというような状態でございまして、やはり、こういった新たな取り組みといったものの検証をしっかり行いながら、今後の除排雪体制の充実強化というものにつなげていかなければならないというふうに強く認識しているところでございます。

冒頭にございましてGPSの導入といった部分につきましては、現状は、10月下旬に試験運用を実施しているということでございまして、今後は、実際の除排雪作業の中でGPSの端末を積んだ除雪機械が走った中で、実際に集計してみても動作確認をする、あるいは精度をきちっと確認していくといった作業を繰り返す。それに加えて、やはり、実際に操作する作業員の方々にも操作性というものも大丈夫なのかというのを確認した上で、そういった声を聞きながら、ある程度カスタマイズしながら作り上げていくという作業が今後出てくるというふうになってくると思っております。そうした今後についても効率的で使い勝手のよいシステムとなるようにという部分と、それから市民公開用サイトについても、そのデータをいかに加工してわかりやすく見せていくかということで、さらにそこにバグが生じないかということも重要でございます。やはり、どこか1カ所でもバグとかエラーが出てしまうと、その情報が正確に伝わらないということになりますので、そういったことも含めて、我々も慎重過ぎるのかもしれませんが、今年度に関してはそういったエラーが出ないように、バグ潰しということで実作業を通じてきちっと調整して作り上げていきたいという思いがございまして。委員の御指摘にもございましたように、市民公開用サイトの公開時期といったものにつきましては、そういった今年度の確認作業を踏まえて判断していくということになりますけれども、当初は確かに全地区導入になってからという思いもございました。しかし、令和4年度の全地区導入の前に、広く市民に試行的取り組みでこんなことを出せるようになりました、来年からはこれが全地区に広まりますよというようなPRも確かに必要であるというふうに考えておりますので、問題がなければ令和3年度から、試行地区においてこんな形のサービスも

提供できるようになりましたということができればなというふうに思っております。我々もまだ今、挑戦している最中でありまして、実績のある事業者ということもあるんですけども、地域差というのもございますし、どこまでシステムが本当にちゃんと稼働するかどうかといったものをきちんと検証しながら、ただ、思いとしてはやはり、なるべく早い段階で公開にこぎつけていきたいという思いを持って、作業のスピードというのをきちんと上げていきたいというふうに思っております。また、GPS機能の夏場の活用ですとか、他のシステムとの連動といったことについても御意見をいただきました。今後、我々としてもやはり、今回このGPSで、地図上でいろんな情報を見られるということになりますので、そういったものをより効果的に活用できるようなシステムの運用方法といったものについてもまた検討を進めていきたいというふうに思っております。

次に、住宅前道路除雪事業についての御質問もございました。最終的な事業規模というのはまだ確定はしておりませんが、対象世帯数が減少する一方で、協力団体数は5倍ぐらいふえているということもございまして、市民協働といった部分の思いが、対象世帯、それから協力する世帯、それぞれに働いているのかなというふうな感想を私自身も持っているところでございます。今後も福祉保険部と連携しながら、こうした取り組みに関する市民の理解、あるいは協力といったものの輪をしっかり大きく広げていきたいというふうに考えてございます。

最後に、市民協働による雪対策に向けた環境づくりのための条例制定ということでございます。旭川市の雪対策基本計画の中間見直しに際しまして、雪対策審議会の中で、やはりマナー周知の課題ですとか、住宅前道路除雪の推進、こういったものも含めて、市民協働のあり方というのが違うステージに来ているというふうに私も感じております。そういったことで、基本計画の見直しという中で、現状と課題というものをしっかりもう一度洗い出して、例えばその中には、企業が持っているいろんな課題もございまして、このままでいくと人件費の高騰等により除排雪作業費自体も上がってきている、そういったことも全て課題として挙げた上で、やはり市民の皆さんの協力も得なきゃならないというような議論の中で、改めて市民協働のあり方ですとか、条例制定の意義、それから必要性といったものをしっかり議論していただいた上で、条例制定というものを位置づけていく必要があるというふうに私も考えておりますので、この審議会の中で、そういった議論を進めていただけるように、私からも協力していきたいというふうに考えてございます。

今後も、引き続きこうした検証あるいは取り組みを通じて、市民、企業、それから行政の互いの役割の明確化と協働の推進を図りながら、持続的な除排雪体制の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○高木委員長 ほかに、委員の皆さんから御発言ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○高木委員長 それでは、以上で本日の常任委員会を散会いたします。

散会 午前11時20分